

# フランス革命初期における国民投票の思想 —1789年人権宣言をめぐる対抗— (1)

結 城 洋一郎

はじめに

一 三部会の召集と国民議会の成立

- 1) 三部会の召集をめぐる王権と  
貴族の対抗
- 2) 1789年1月24日の選挙規則
- 3) 国民議会の成立 【以上本号】

二 1789年人権宣言をめぐる国民  
投票の思想

- 1) 国民議会の任務と人権宣言
- 2) 人権宣言草案をめぐる対抗
- 3) 人権宣言確定条項

む す び

## は じ め に

1894年、フランスの公法学者 A. エスマン (A. Esmein) は、「二つの統治形態 (Deux formes de gouvernement)」と題する論文において、現代の代表制は「もはや直接民主主義の代替物にはかならず<sup>1)</sup>」「選挙民の多数の意思によって表明された国民の實在的意思をできるかぎり正確に表明し実行するという、ただひとつの目的を追う<sup>2)</sup>」と述べ、現代的代表制 (régime représentatif moderne) の課題は、統治者の意思と被統治者の意思の同一性を確保することにあると指摘した。そしてエスマンは、現代的代表制が基礎とする理念は、既にルソー (Jean-Jacques Rousseau) 理論の中にその原型が示されており、フランス革命期の民主主義者によって継承されたものであると述べている。<sup>3)</sup>

原稿受領日 1981年9月30日

- 1) A. Esmein, Deux formes de gouvernement, Revue du droit public et de la science politique en France et à l'étranger, 1894, t. 1, p. 15.
- 2) ibid., p. 16.
- 3) ibid., p. 25. また、カレ・ド・マルペールは、1789年人権宣言はこの理念に基礎づ

周知のように、ルソーは『社会契約論』の中で、「主権とは一般意思の行使にはかならない<sup>4)</sup>」との前提のもとに、一般意思たる法は、社会契約当事者——個人としてみれば市民 (citoyen)、総体としてみれば人民 (peuple)<sup>5)</sup>——、の直接的承認を経なければならぬ<sup>7)</sup>と強調していた。ルソーによれば、国家意思決定過程に、人民が直接的に参加することによってのみ、統治者の意思と被統治者の意思が、その同一性を確保されることになるのであった<sup>8)</sup>。

このように、ルソー理論によって示された直接参加の理念を追求する現代的代表制は、フランス1791年憲法によって定式化された「古典的代表制 régime représentatif classique」、別名「純粋代表制 régime représentatif pur」<sup>9)</sup>と区別され、「半代表制 régime semi-représentatif」とよばれるのが通例である。「純

---

けられたものと指摘している。Carré de Malberg, *Considérations théoriques sur la question de la combinaison du referendum avec le parlementarisme*, *Revue du droit public...*, 1931, t. 48, p. 234.

- 4) Jean-Jacques Rousseau, *Du Contrat Social; ou Principes du Droit Politique*, *Œuvres Complètes de J.-J. Rousseau*, Bibliothèque de la Pléiade, 1964, t. III, p. 368.
- 5) *ibid.*, p. 386.
- 6) *ibid.*, p. 326.
- 7) *ibid.*, p. 429-430.
- 8) ルソーの言葉によれば、法に服しながら「しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由である」ということ。 *ibid.*, p. 360.
- 9) 「純粋代表制」とは、いわゆる「国民 nation 主権」原理に立脚するものである。「国民 nation 主権」とは、過去・現在・未来の人民によって構成される超歴史的・抽象的存在としての「国民 nation」に主権を帰属させるものであるが、このような「国民」は自己の意思を語る口を持たないから、自己に代る具体的人格 (=「代表」)を通して語るほかない。代表は「国民」に代って意欲し語りうる唯一の存在である。したがって、代表によって表明される意思が主権的意思であり、他の一切の意思(たとえば、それが実在する人民の多数の意思であっても)はこれに従属するものとなり、代表を拘束することは許されない。なお、詳しくは以下を参照。杉原泰雄『国民主権の研究』・1971年・314頁以下。拙稿『『命令的委任』に関する若干の考察』『一橋論叢』第78巻第6号・97頁以下。
- 10) 代表的論者として以下参照。Carré de Malberg, *Contribution à la théorie générale de l'État*, 1922, t. II, p. 381 et s. Léon Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, 3<sup>e</sup> éd., 1928, t. II, p. 412 et s. M.-H. Fabre, *Principes républicains de droit constitutionnel*, 2<sup>e</sup> éd., 1970; p. 206 et s. G. Burdeau, *Droit constitutionnel et institutions politiques*, 18<sup>e</sup> éd., 1977, p. 130 et s., etc.

但し、こうした論者の中にも、「半代表制の理解のしかたについては、かなりの相

「代表制」は、人民の實在する意思と切断された「代表 *représentant*」(すなわち国民議会)の意思をもって「国民 *nation*」の意思とみなし、代表の国家意思決定権を阻害するような一切の拘束を排除する点に特色をもつ。<sup>11)</sup>すなわち、代表の意思は、實在する人民の意思に優位するのである。このような代表制の反民主的性格は明らかであり、「選挙による寡頭制」<sup>12)</sup>ともよばれる所以である。これに対し、「半代表制」は、人民の直接的参加によって可能な限り「より民主的な代表制」<sup>13)</sup>を実現しようとするものであった。そして現代における直接参加の主たる形態が国民投票という制度にあることを想えば、「半代表制の本質は国民投票制度の中に存する」<sup>14)</sup>とも評されるのである。

ところで、国民投票制度は、「半代表制」の民主的性格を支える核心的な要素と評価される一方、「民衆の熱狂の上にあぐらをかく独裁制」<sup>15)</sup>を導く危険性をもつとの批判もなされている。国民投票、そして広くはこれを支える直接民主主義の理念がもつ独裁制擁護機能は、樋口陽一教授によって次のように説明されている。

「直接民主主義はまた、議会制民主主義を真向から否定し、端的な独裁制を

---

違がみられる。例えばエスマン流の二分法に対し、ファールのように、「純粋代表制」、「半代表制」、「半直接制」という三分法を採用する者も多い。また、カレ・ド・マルペールは、1922年段階では「半代表制」を「国民 *nation* 主権」の枠内のものと考えていたようであるが、後の論文(注3)参照)では「人民 *peuple* 主権」の系譜に属するものとらえている。しかしこのような相違点はみとめられるものの、古典的な代表制が「国民 *nation* 主権」と結合しているとする点、および、現代的代表制が国民の直接参加の理念を内包するものとし、これを「半代表」概念を用いて理解しようとする点では、ほぼ一致しているといつてよい。

なお、「半代表」概念の意義および、その代表的見解に対する批判としては、以下を参照。樋口陽一「現代の『代表民主制』における直接民主制の諸傾向」『議会制の構造と動態』・1973年・33頁以下。杉原泰雄「いわゆる『半代表制』(*le gouvernement semi-représentatif*)の構造について」『一橋論叢』第65巻第1号・50頁以下。

11) 注9) 参照。

12) M. Prélot, *Institutions politiques et droit constitutionnel*, 1975, p. 361.

13) Fabre, *op. cit.*, p. 219.

14) Duguit, *op. cit.*, p. 619.

15) J. L. タルモン著・市川泰治郎訳『フランス革命と左翼全体主義の源流』・1968年・7頁。タルモンは、また次のようにも批判している。「直接的で不可分な民主主義の原則と全員一致に対する期待との根底に、そもそも独裁の可能性がふくまれている。これは多くの人民投票の歴史の示すところである」(同・53頁)。

『民意』によって正当化するものとしてはたらくものともなる。それはまず、無定形な精神論として『投票の機械的計算などにもとづかぬ真の民主主義』『大衆のアクラマチオ』などを援用することによってもっぱら議会制を攻撃し、具体的制度論としても、議会での多元的利害対立をとびこして行政権が『民意』との直結を援用し、自己の地位を強化するためのものとして作用する。こうして、精神論的な直接民主主義の反多数決ロマンチズムと、制度論としての直接民主主義の機械的多数決主義との奇妙な結合によって、議会制民主主義が攻撃される<sup>16)</sup>」と。

たしかに、この指摘にもあるように、国民投票制度を中核とする直接民主主義的諸制度が、独裁制を正当化するための大衆動員機能をいとなむ危険性があること自体は否定しがたいとしても、しかし、統治者の意思が無限定に被統治者の意思と同視され、被統治者の拘束から独立しているような統治形態は「圧制的で自由に反する」<sup>17)</sup>ものであるとするならば、また「立法に参与する国民の権利は自由の最善の保障であり、一切の自由なる政治の基礎である」<sup>18)</sup>とするならば、独裁に奉仕することのない直接参加の諸制度を探求することが残された課題であるといいうるであろう。

以上のような問題状況をふまえつつ、本稿はさしあたり検討の対象を1789年人権宣言に限定して、これをめぐって展開された国民投票の思想をその依って立つ主権原理とのかかわりにおいて考察しようとするものである。

ところで、「国民投票」という言葉は、しばしば多義的に用いられている。文字通りには、国民の投票行為一般を意味するようにも思われるが、通常、①最も広義には「議員その他の公務員の選挙以外の事項について、国民一般が行う投票」<sup>19)</sup>を意味するものとされている。②狭義には、国民発案（イニシアチブ initiative）、国民解職（リコール recall）、国民拒否（ヴェトー・ポピュレール

16) 樋口陽一『比較憲法』・1977年・416頁。

17) Joseph-Barthélemy et P. Duez, *Traité de droit constitutionnel*, 1933, p. 88.

18) 河村又介『国民主権』・1955年・57頁。同様に、ルネ・カピタンは「民主主義は、本質的には市民による立法権の直接的行使である」と述べている。(René Capitant, *Démocratie et participation politique*, 1972, p. 9.)

19) 『新版・新法律学辞典』・1969年・有斐閣。

veto populaire) と区別された国民表決 (レフェレンダム referendum) の意味に用いられ、さらに、<sup>20)</sup> ③最も狭義には、独裁擁護機能をいとなむものとしてのプレビシット (plebiscite) <sup>21)</sup> と区別された国民表決の意味に用いられる。本稿においては、特にことわりのないかぎり②の意味で用いることとする。

## 一 三部会の召集と国民議会の成立

### 1) 三部会の召集をめぐる王権と貴族の対抗

1614年以来、久しく開催されることのなかった三部会 (États généraux) が、1789年に召集されるに至った経過については、既に多くのフランス革命史家によって明らかにされているところであるが、以下では、もっぱら課税承認権をめぐる王権と貴族の対抗を中心に据えながら、革命以前の国民代表思想が実定法的根拠を獲得してゆく過程を概観する。

① 三部会召集の要因は一言で言えば「財政の危機と貴族の反抗」<sup>1)</sup> にあったといわれている。

アメリカ独立戦争以来の財政危機<sup>2)</sup>は革命前夜、既に破局的様相を呈しており、これを打開するためには破産宣告 (負債の帳消)<sup>3)</sup>を出すか、万民に対する平等

20) 例えば、水木惣太郎『憲法講義・改訂版』・1965年・170-172頁。

21) プレビシットという用語については共通の理解が存在するわけではない。歴史的にはレフェレンダムと区別されずに用いられたものであるが (v. J. -M. Denquin, *Referendum et Plebiscit*, 1976, p. 1 et s.), 今日では、レフェレンダムの墮落形態を指すものとして用いる者が多い。何をもちて墮落要因とするかについても共通の理解が存在するわけではない。

1) Albert Soboul, *La Révolution française 1789-1799*, 2<sup>e</sup> éd., 1951, p. 77: アルベール・ソブール著・小場瀬卓三他訳『フランス革命』(上)・1972年・77頁。

2) 財政危機の要因としては、王室の放漫財政、貴族・僧侶の租税特権の他、①1786年の通商条約 (関税引き下げ) とオリエント戦争に起因する失業、②1788年の凶作と1787年の勅令 (穀物輸出の許可) に起因する穀物価の高騰と飢饉、などが指摘されている。G. ルフェーブル著・柴田三千雄訳『フランス革命と農民』・1976年・11頁、A. マチエ著・ねづまさし訳『フランス大革命』(上)・1978年・77頁以下参照。

3) 1788年に財政報告が出されているが、これに基づく河野健二氏の検討によると、支出の20%は赤字、歳入の60%以上は負債返済に当てられている、とされる。河野健二『フランス革命小史』・1959年・68頁。なお、1788年の財政報告は、Archives Parlementaires de 1787 à 1860, première série (1787 à 1799), t. 1, p. 361-365. に登載されている。(本議会議事録については、以下 A. P., t. ... と略す。)

4) G. ルフェーブル著・高橋幸八郎他訳『1789年—フランス革命序論』・1975年・29頁。(以下、ルフェーブル・前掲訳書、という場合は本書を指す。)

課税を実施する<sup>5)</sup>か以外に方策がないとまで言われる状況であった。国王の政府は後者の道を選び、財務総監 (Contrôleur général) カロンヌ (Charles-Alexandre de Calonne) は、平等課税を柱とする改革案を作成した。しかし、こうした改革案は、貴族・僧侶の租税上の特権を制限するものであるため、特権身分の拠点となっていた高等法院 (Parlement) の抵抗を受けることが予想された。

高等法院<sup>7)</sup>は、本来閣議にあたる Conseil du roi から司法担当部門として独立したもので、15世紀末の勅令によってその形態が確立したといわれる。この最初のものがパリ高等法院と呼ばれるが、王領の拡大と訴訟件数の増加のため、15世紀以降、12の州の高等法院と4つの最高評定院 (Conseil Souverain) が創設され、合わせて最高法院 (Cour Souveraine) とよばれるようになる。高等法院は最上級裁判所としての司法権を有する外、勅令登録権 (droit d'enregistrement)、諫言権 (droit de remontrance)、規則制定権 (pouvoir réglementaire) を有していた。勅令は台帳に登録されなければ発効しないものとされていたため、高等法院は登録権を勅令に対する拒否権とみなすようになる。君主制という国家機構からしても、高等法院の起源からしても、高等法院が国王に対して拒否権をもつというのは奇妙なことである<sup>8)</sup>が、これを正当化する論拠として高等法院は、三部会閉会後は高等法院がその権限を承継しており、その任務は、国民の権利の保護と基本法 (lois fondamentales) の維持にある、と主張していた<sup>9)</sup>。

5) Soboul, op. cit., p. 60-62. 前掲訳書・60-62頁。

6) カロンヌの改革案については、以下を参照。マチエ・前掲訳書・53-54頁。ルフェーブル・前掲訳書・31-32頁。

7) 高等法院に関する記述は以下によった。野村敬造『フランス憲法・行政法概論』・1962年・6-7頁。ルフェーブル・前掲訳書・15-16頁。Soboul, op. cit., p. 52-54. 前掲訳書・52-53頁。和田進「フランス革命初期における国民代表思想の検討(一)」『法学論叢』第99巻第4号・41-47頁。Jacques Ellul, Histoire des institutions, 1956, t. 4, p. 45-48, p. 80-83, p. 172-173. V. Marcaggi, Les origines de la Déclaration des droits de l'homme de 1789, 2<sup>e</sup> éd., 1912, p. 83-107.

8) もとより王権は高等法院の主張を無条件に承認していたわけではない。1776年、ルイ15世は高等法院に関して次のように語った。「主権は唯一朕の人格のうちのみにある。唯一朕のみから朕の法廷はその存在と権限とを受け継いでいる。立法権は独立かつ一体のものとして朕のみに帰属する。一切の公的秩序は朕から発しているのである。」(Marcaggi, op. cit., p. 97-98)。高等法院はあまりに政治に干渉したため、ルイ14世によって権限を奪われ、ルイ15世の時に解散されたが、ルイ16世は1774年にこれを復活させた(Ellul, op. cit., p. 81-83)。

9) 18世紀後半、「王位とともに古く、国家とともに誕生し、かつ王国全体の代表であるところの高等法院を通じてのみ、国王は人民と契約を結ぶことができる」とする観念が世論となっていたといわれる。(Rocquain, Esprit révolutionnaire avant la Révolution, p. 69, cité par Marcaggi, op. cit., p. 96.)

高等法院の抵抗を予想したカロンヌは、対決を回避するため、名士会 (Assemblée des Notables<sup>10)</sup>) を召集した (第一次名士会, 1787年2月22日)。しかし、特権階級によって構成された名士会は、カロンヌに対しても、後継者ブリエンヌ (Loménie de Brienne) に対しても支持を与えなかった。5月23日、名士会第2部会は、「国民的同意を与える権限も、司法的判定を下す権限も」名士会には帰属していないと宣言した<sup>11)</sup>。そして、名士会の全部会は、三部会や高等法院の代理をつとめることを拒否する点で一致したといわれる<sup>12)</sup>。こうして名士会は解散し (5月25日)、結局政府は高等法院との対決を回避しえなかったのである。

パリ高等法院は、ブリエンヌの改革案のうち、地方行政の刷新、穀物商業の自由化、賦役の金納化を承認したが<sup>13)</sup>、新税創設については抵抗した。印紙税の拡大に反対する建言書 (représentations) が国王から拒否された直後の7月26日、高等法院は諫言書を発し、「永続的な租税に同意を与えるため」三部会の召集を要求し、「高等法院は三部会の代理をつとめる権限を有しない」と宣言した。7月30日には新地租 (Subvention territoriale<sup>14)</sup>) をめぐって同様の決議を行ったため、国王は親裁座 (lit de justice<sup>15)</sup>) を開いて改革案の登録を命じたが、

10) 名士会は、国王が個人的に選任した「王国の有力かつ有識の人々」によって構成される諮問機関であるが、15世紀以降、三部会閉会中はこれに代るものとして召集された。1626年、リシュリューによって召集されたのが最後であったが、1787年の召集は、三部会よりましなものと考えたミラボー (Comte de Mirabeau) の提案によるものと推測されている (エグレ)。以上の記述は以下による。野村・前掲書・3-4頁。Ellul, op. cit., p. 37-38. Jean Egret, La Pré-Révolution française 1787-1788, 1962, p. 9.

11) Egret, op. cit., p. 60.

12) *ibid.*, p. 60. ところで、5月2日、ラファイエット (marqui de Lafayette) は第二部会で三部会召集を要求したが支持されなかった (*ibid.*, p. 59)。また、5月25日、ディヨン (A.-R. Dillon, archevêque et primat de Narbonne) は、「我々は我々の現状の維持を要求してきた。それは君主制の基本構造 (constitution) に基礎をもつものであり、また一切の所有権と同様、法律及び陛下の特別の保護の下に置かれているのである」(A. P., t. 1, p. 236) と述べている。こうした点から見て、名士会の真の関心は、法的権限の問題にあるのではなく、自己の特権の擁護にあったことは明らかと思われる。

13) Egret, op. cit., p. 160-161.

14) *ibid.*, p. 164-165.

15) *ibid.*, p. 167.

16) 親裁座とは、高等法院が勅令の登録を拒否した場合、国王が直接法廷に出席して登録を命ずるもの (野村・前掲書・6頁。Ellul, op. cit., p. 46)。

翌日、高等法院はその無効を宣言している。その後、政府と高等法院との約一年に亘る抗争が続くが、その間、高等法院は「自由に選挙され、規則に従って召集された代議士によって代表される国民の同意なくしては租税を課すことができない、というのが憲法上の格率」であると述べ、「三部会の中に結合された国民のみが永続的な租税に必要な同意を与えることができる。高等法院はこの同意を三部会に代<sup>17)</sup>って与える権限を有しない」と宣言した。

高等法院のこうした主張は、「二百年に亘って諸身分の代表であることを主張してきた高等法院のあらゆる伝統に矛盾する<sup>18)</sup>」ものであった。高等法院が過去において様々な租税を承認してきたことは、彼ら自身が認めているところである。このような点からみれば、高等法院による三部会召集の要求は、特権維持のための遷延策であり、世論の支持を得るための便法<sup>20)</sup>であったと言うべきであろう。しかし、高等法院の関心がどこにあったにせよ、彼らは、自由な選挙によって構成された三部会のみが国民の代表となりうること、国王の意思といえども国民の意思に優位しえない場合があること、を宣明したのである。

そして、国王は1788年5月8日、「国家が必要とする場合はいつでも三部会<sup>21)</sup>は召集される」ことを承認し、「いかなる租税も三部会の同意なしには創設<sup>22)</sup>されず、「国民は三部会によってのみ代表されうる」ことを確認したのであった(6月15日)。

こうして、高等法院によって準備された、「三部会は唯一の国民代表である」という原則は、王権によって承認されたのである。残された問題は、国民代表

17) Marcaggi, op. cit., p. 105. 1778年5月3日には「規則に従って召集され構成された三部会という機関を通じて貢租に自由な同意を与える国民の権利」が改めて強調されている(A. P., t. 1, p. 284).

18) Marcaggi, op. cit., p. 106.

19) A. P., t. 1, p. 286.

20) サン・テチエンヌ(Rabaut de Saint-Étienne)は次のように評している。「三部会召集を要求することによってパリの高等法院は世論に譲歩したのである。高等法院以上に良く世論を知るものはなかった。なぜなら、彼らは世論の支持を得るために常にその動向を研究していたからである。」(R. de Saint-Etienne, Précis de l'histoire de la Révolution française, Œuvres, I, p. 271, cité par Egret, op. cit., p. 165.)

21) A. P., t. p. 294.

22) ibid., p. 385.

にふさわしいものとして、三部会をいかに構成すべきか、ということであった。

② 1788年8月8日、三部会召集日が翌年5月1日と決定された<sup>23)</sup>。当然、その召集方法が問題となったが、パリ高等法院は9月25日「きたる5月1日に開催される三部会は規則に従って召集され構成され、1614年の形式に従うべきこと<sup>24)</sup>」との裁決を下している。

1614年の形式によれば、三部会は第一身分たる僧侶、第二身分たる貴族、第三身分たる非特権身分がそれぞれ同数の代議士をもち、議決は身分毎に行なわれ、三身分が一致しなければ議決は有効とならないものとされていた。この形式に従えば三部会の主導権が特権身分の手に握られることは明らかであり、ここに特権身分が三部会召集に執着した理由の一つがある。これに対し、ブルジョワジーは第三身分の代議士の定数倍増 (doublement, 以下、単に定数倍増という) と頭数による投票 (vote par tête)<sup>25)</sup> を要求し、特権階級との対立を明確化してゆくことになる。

ブルジョワジーのこうした要求は、地方議会レヴェルでは当時既に、実定法的根拠をもつものであった。1787年6月の勅令によって創設された地方議会 (assemblée provinciale)<sup>26)</sup> では、第三身分の定数倍増と頭数による投票が認めら

23) Arrêt du Conseil d'État du roi, du 8 août 1788. (ibid., p. 387.) プリエンスは三部会召集に否定的で、国王に対し、できる限り召集を遅らせるよう進言していたといわれる。(Egret, op. cit., p. 309.)

24) Arrêt du Parlement de Paris, du 25 septembre 1788. (A. P., t. 1, p. 339.)

25) Jacques Cadart, Le régime électoral des États généraux de 1789 et ses origines (1302-1614), 1952, p. 67. もっとも、実際には各身分の数にはばらつきがあり、第三身分が一番多かったといわれる。J. M. Thompson, The French Revolution, 1951, p. 2. A. P., t. 1, p. 403.

26) ブルジョワジーの要求は膨大なパンフレットによって展開・流布された。パンフレットは「上流婦人から農村の貧民にいたるまで熱心に読まれた」(マチエ・前掲訳書・80頁)といわれ、その数は数千を越すともいわれる (J. M. Thompson, op. cit., p. 12)。なお、代表的パンフレットの内容一覧表が、長谷川正安『フランス革命と憲法』・1953年・28-31頁に紹介されている。ブルジョワジーの要求及びその理論的根拠は、シーエスの『第三階級とは何か』(Émanuel-Joseph Sieyès, Qu'est-ce que le Tiers État? 1788. 大岩誠訳が岩波文庫から出されている)の中で典型的に展開されている。

27) Édit du roi, donné à Versailles au mois de juin 1787, enregistré en Parlement le 22 desdit mois et an. (A. P., t. 1, p. 239-240.)

28) 地方三部会 (États provinciaux) が存在しない地方に創設されたもの。カロンスの地方行政刷新の改革案に基づく。

れていた<sup>29)</sup> (同勅令第1条) からである。また、三部会 (États provinciaux) という形式でありながら、定数倍増と頭数による投票を採用する地方も存在した<sup>30)</sup>。ドーフィネ (Dauphiné) 州では1788年7月21日、王の裁可なしに三部会が開かれ、「今後は第三身分は二倍の代表者をもつこと、また、三身分会議にはもはや身分別によらないで多数決によって投票すること」を決議し、他の州がこれにならうよう勧告した。そして、国王はドーフィネ州に対し、その要求を承認している<sup>32)</sup>。

こうしたなかにあつて、政府は三部会召集の準備を進めたが、その主な舞台となったのが第二次名士会であつた。これは、ブリエンズの失脚 (1788年8月24日) 後、財政長官 (directeur générale des Finances) となつたネッケル (Jacques Necker) が1788年11月6日に召集したものである。彼は、第三身分の力を借りて税制改革を行うべく、定数倍増と頭数による投票を採用しようとしており、名士達からその承認を得られるものと期待していたといわれる<sup>34)</sup>。

第二次名士会は六つの部局に分かれ、三部会の構成、選出方法、表決方法を審議した。審議の結果は各部会の答申として国王に提出されたが定数倍増と頭数による投票については、第一部会のみが一票差でこれを支持した以外、他の

29) これを認める理由として、ブリエンズは、「唯一かつ同一の利益が三身分を動かすべき」であり、その利益は「真の多数者」の中に表現される、という見解を示している (A. P., t. 1, p. 233)。名士会も高等法院も、この改革にはほとんど抵抗していない (v. Egret, op. cit., p. 20-22, p. 109, p. 160-161)。

30) Egret, op. cit., p. 311. ルフェーブル・前掲訳書・23-24頁。

31) 「ヴィジル (Vizille) 決議」と呼ばれるもの。マチエ・前掲訳書・65頁による。

32) Arrêt du Conseil d'État du roi, du 22 octobre 1788. (A. P., t. 1, p. 368-373.) とくに, art. 1<sup>er</sup>, art. LVI.

33) ネッケルは、8月25日に着任しているが、これに際し、国王による三部会召集の確約を条件としたといわる (マチエ・前掲訳書・67頁)。国王は、9月、翌年1月に三部会を召集する旨、宣言した (Déclaration du roi du 23 septembre 1788.—A. P., t. 1, p. 388-389)。

34) J. M. Thompson, op. cit., p. 4.

35) 名士会の審議内容については、Cadart, op. cit., p. 77 et s. が詳しく、以下の記述はこれを参照した。なお、各部会の答申は、A. P., t. 1, p. 391 et s. に掲載されている。

36) A. P., t. 1, p. 405-406. 意見は13対12に分かれたが、多数意見の概要は以下のようなものである。①表決方法は議会の内部秩序の問題として議会自身に決定権が留保されなければならない。②各身分が拒否権をもつ場合、議会としての決定が不可能と

部局ではほぼ全会一致で否認されている。

しかし、答申の支配的傾向に反して、ネッケルは、12月27日の答申総括報告の中で定数増を提案し、<sup>37)</sup> 国王はこれを承認した。<sup>38)</sup>

## 2) 1789年1月24日の選挙規則<sup>1)</sup>

先に見たように、国王は1788年5月の段階で三部会の召集を原則的に承認していた。しかし、1614年に三部会が開催されて以来、175年の間、三部会は召集されず、国政選挙も行なわれなかったために、「1614年の議会に関する一切の記憶、一切の伝統が消滅していた<sup>2)</sup>」といわれる。そこで、政府は先例発見のために、全国に資料収集の指示を与え、<sup>3)</sup> これによって収集された大量の資料が、第二次名士会の審議の基礎となったのである。<sup>4)</sup> 1789年の選挙規則は、この資料と名士会の答申に基づき、これにネッケル提案を加味して作成されたものである。

89年の選挙規則は、とりわけ第三身分の代議士の選出手続につき、きわめて複雑なシステムを採用しているが、以下では第三身分に関する限りで内容を概観し<sup>5)</sup> その特色を検討する。

### (1) 選挙規則の基本原則 ネッケル報告に基づき、コンセイユ・デタは選

なるので、頭数による投票が必要となる場合がある。③この場合、とくに租税に関する事項が問題となっている場合、三身分の定数が等しいというのは明らかに正義に反する。なぜなら、この場合対立しているものは、特権身分の利益と非特権身分の利益なのであって、定数の平等は一方に二票、他方に一票を与えることになるからである。

37) A. P., t. 1, p. 494.

38) Résultat du Conseil d'État du roi, du 27 décembre 1788. (ibid., p. 498.)

1) Règlement fait par le roi pour l'exécution des lettres de convocation du 24 janvier 1789. (A. P., t. 1, p. 544-550.)

2) J. M. Thompson, op. cit., p. 1.

3) Arrêt du Conseil d'État du roi, du 5 juillet 1788. (v. Cadart, op. cit., p. 76.)

4) J. M. Thompson, op. cit., p. 2-4.

5) 89年の選挙規則についてはマチュエ等の詳しい紹介もあり、また岡田氏等の簡潔な解説も存在するが、必要な限りで概観しておきたい。以下の記述については、規則正文の他次のものを参照した。岡田信弘「フランス選挙制度史(一)」『北大法学論集』第29巻第2号・67-70頁。マチュエ・前掲訳書・82-84頁。Cadart, op. cit., p. 67 et s. Jean Jaurès, Histoire socialiste de la Révolution française, 2<sup>e</sup> éd., 1927, t. 1, p. 174 et s. (同書については、松村正俊訳『仏蘭西大革命史』・1946年も参考にした。)

挙規則が依拠すべき実質3項目（全5項目）の原則を決定している。<sup>6)</sup>「① きたるべき三部会の代議士は1000名を越えざること。② 代議士の数はできるかぎり各バイアージュ (bailliage) の人口と租税負担額 (contributions) に応じて決定されるべきこと。③ 第三身分の代議士の数は他の二つの身分の代議士の総数に等しかるべきこと、またその比率は召集状によって定められるべきこと。」

これを受け選挙規則前文は規則全体の精神を次のように謳っている。①「国王は……すべての臣民が代議士の選挙に協力するよう求められることを希望された。陛下は王国のすみずみの全く無名の人々が、自己の願望と要望を三部会に届けることを保障されるよう希望された。」②「第三身分を代表するためにフランス全土で段階的に組織される集会を通して、王国の全住民と一種の交渉をもたれることを陛下は心から希望された。また陛下は、全住民の要求と願望に、より確実でより直接的な方法で近づくことを心から希望された。」③「国王は召集の形態と議会の形式を定めるにあたり、可能なかぎり従来の慣行を踏襲することを希望された。」しかし、これによって人口と代議士の数に不平等が生じるため、いくつかのバイアージュには「その人口と重要性に比例した代表」を保障された。④「しかしながら、従来の慣行を尊重することと、これを正義の諸原則を損うことなく現在の状況に調和させる必要性」を両立させることはきわめて困難であるから、国王は「避けうべき不平等を是正し、将来、より完全な制度を用意する任務を三部会に留保された。」

ここには、実在する国民の意思をできるかぎり正確に読みとろうとする精神が現われている。これは続く条文規定の中で、選挙資格の拡大、有権者の第一次集会参加権等となって展開されることになる。

(2) 選挙区 選挙区としては、先例にならって裁判管轄区（北フランスではバイアージュ bailliage, 南フランスではセネショセ sénéchaussée とよばれるが、以下ではバイアージュと記す）が採用された。また、バイアージュは、「一級バイアージュ bailliage principal」と「二級バイアージュ bailliage secondaire」に区分され（規則第1条—第5条）、後者は代議士の4分の1を前者に

6) 一. 1) 注 38) 参照。

派遣する資格をもつのみとされた(第33条)。

(3) 選挙資格 規則第25条は「フランス人として生まれ、あるいはフランスに帰化し、25歳以上で住所を有する者で課税台帳に登録されている全ての住民は、陳情書の作成と代議士の指名に協力するために選挙集会に参加する権利を有する。」と定めている。

カダールによれば、当時第三身分はほとんど皆、何らかの税を納めており、したがって課税台帳に登録されており、さらに、税の完納は資格条件とはなっていないから、本条項は貧者を排除するものではなく、ただ二重投票を防止するためのものであった、としている<sup>7)</sup>。

但し、パリはこの原則の例外をなしている(第29条)。パリの選挙について規定した1789年4月13日の規則によれば、選挙権は特定の職業上の有資格者の他は6リーヴルの人頭税(copiatton)を納める者に<sup>8)</sup>かぎられていた。この制限によって、賃金労働者のほとんどが排除されたといわれる<sup>9)</sup>。

(4) 被選挙資格 これについては、第48条に同一人物が二つ以上のパイージュの代議士になることを禁ずる規定があるだけで、他には何の制限もない。したがって、選挙資格から居住要件を除いたものが被選挙資格といってよからうと思われる。

以上の(3)(4)から見て、89年の選挙規則は「準普通選挙」ともいえる体制を創設したと評することができるであろう<sup>10)</sup>。

(5) 選挙方法 選挙方法はきわめて複雑かつ多様である。先に見たように、定数配分の原則の一つは、租税負担額に比例することであったが、各人はその置かれている立場によって「異なった租税を負担している」(規則第24条)た

7) Cadart, op. cit., p. 105, p. 108.

8) Règlement fait par le roi, du 13 avril 1789, art. 13. (A. P., t. 1, p. 658.)

9) 有権者は全人口60万中約5万で、制限がなければ約12万が有権者となりえた。実際の投票者数は約1万2千という。(Jaurès, op. cit., p. 163. Cadart, op. cit., p. 90, p. 116.)

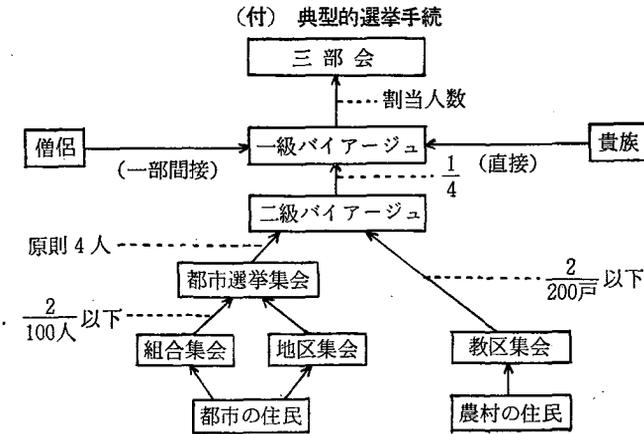
10) カダールは、これを準普通選挙(suffrage quasi universel)とよび、さらに「世界最初の民主的選挙制度」と評している(Cadart, op. cit., p. 103 et s. p. 172)。同旨、Auguste-Adolphe Thuveny, Le droit électoral de 1789 à l'An VIII, 1905, p. 11, p. 19.

め、これに応じて選挙方法も多様化されたのである。その詳細をここで示すことはできないが、<sup>11)</sup> 典型例を単純化すれば、おおよそ次のようになる。

②都市の住民 組合 (corporation) のメンバーは組合集会へ、非組合員は地区集会へ出席して、都市選挙集会 (l'assemblée du tiers état de la ville) へ送る代議士を百人に二人以下の割合で選出する。都市選挙会は原則として4名の代議士を二級バイアージュに派遣する。二級バイアージュは、その4分の1の代議士を一級バイアージュへ派遣する。一級バイアージュは割当人数の代議士を選出して三部会へ派遣する。以上4段階の間接選挙となるが、一級バイアージュの住民は当然3段階の間接選挙となる。

③農村の住民 農村の住民は教区毎に集会を開き、二百戸につき二人以下の比率で二級バイアージュへ派遣すべき代議士を選出する。その後は都市住民の代議士と合流するため、②と同じである。したがって都市住民よりも一段階少ない (都市選挙集会にあたるものがない) 間接選挙となる。(以上規則 24 条以下、<sup>12)</sup> および別表による。なお注の付表参照。)

- 11) 本則自体が複雑なのに加えて、様々な例外規定が設けられており、「それはどんなに要領よく分類しても、たとえばハイスロップがしたように七種類にもなるほど」(長谷川・前掲書・23頁)といわれる。
- 12) 別表 (état annexé) は二種類あり、第一はバイアージュ毎の定数配分を定めるもの (A. P., t. 1, p. 612-615), 第二は都市が4人以上の代議士を割当てられる場合を定めるもの (ibid., p. 616-617) である。



(6) 有権者の権利 (3) で明らかのように、有権者は全て、① 第一次選挙集会 (組合集会, 教区集会等) に出席し、② 上位選挙集会へ派遣する代議士の指名と③ 陳情書の作成に協力する権利を有する。このように、有権者は、単に代議士を選出するという手段によってだけでなく、第一次選挙集会に出席し討論し、陳情書を作成するという手段によって自己の意思を国政に反映させる可能性が与えられているのである。ここには、きわめて限られた意味ではあるが直接民主主義的要素をみとめることも不可能ではあるまい。もし、この陳情書に、従来のように訓令 (instruction) としての性格が認められていたとすれば、直接民主主義的性格はさらに強められていたであろう。しかし、89年の選挙規則は陳情書の訓令としての性格、すなわち命令的委任 (mandat impératif) を認めることには否定的であった。規則前文は「全国民を代表する議会に確固たる信頼が与えられるならば、審議を拘束し阻害するような訓令を代議士に課すことは一切排除されるべきものと信ずる」と述べ、第45条は「代議士の権限は、召集状に記されている如く、一般的なものでなければならず、また提案し、諫言し、建言し、同意するに十分なものでなければならない」と規定していた。ここに、いわゆる「近代的代表概念」<sup>13)</sup>の中核ともいえる二つの要素、すなわち、議会こそが全国民の代表であるとする観念、及び命令的委任の禁止という原則、と共通する考え方をうかがうことができる。

(7) その他の選挙方法 以上の他、89年の選挙規則は、三部会代議士の選挙について、秘密投票を採用し (予備的選挙については口頭による——第46条)、また絶対多数代表法 (投票の過半数を獲得しなければ当選しない——第47条) を採用した。

(8) 三部会の構成 一代表単位 (une députation) は僧侶・貴族の代議士各一名、第三身分の代議士二名によって構成されるものとされ (規則49条、別表1) 第三身分の定数倍増が実現された。

以上のように、89年の選挙規則はきわめて複雑な内容をもつものであった。

13) 近代的代表概念は、命令的委任の禁止をその鉄則とする、といわれる。宮沢俊義「立憲主義の原理」『憲法の原理』・1967年・15頁。なお、その論理構造については拙稿『「命令的委任」に関する若干の考察』『一橋論叢』第78巻第6号・97頁以下参照。

しかし、この複雑さの中には、一つの統一的観念が伏流しているように思われる。すなわち、三部会は全国民の代表である（規則前文）とする観念である。この観念は、先に見たように、国王と政府、特権身分、第三身分に共通するものであった。そして、三部会が全国民の代表の名に値するためには、そこに「国民の眞の多数者」の声と、「全国民に共通する唯一の利益」が反映されなければならないというのが政府の考え方であった。<sup>14)</sup> そのためには、可能なかぎり多数の声は、より直接的な方法によって三部会にもたらされるべきことになり（規則前文）、ここから、第三身分の定数倍増（規則別表1）、選挙権の拡大、第一次集会参加権、陳情書作成に参加する権利等が導かれるのである（召集状、規則前文、規則第25条他）。一方、三部会が全国民の代表であることから、代議士もまた全国民の代表の構成員であって一地方の一身分の代表ではない、ということになり、代議士を地方の意思によって拘束するような訓令は排除されなければならないと政府は考えたのであった（召集状、規則前文、規則第45条）。このように考えるならば、選挙手続の複雑さも理解できるものと思われる。有権者が第一次集会参加権等を保障されなければならないとするならば、自づと第一次集会は細分化されざるをえないし、また当時のフランスが立脚していた身分制秩序を前提とすれば、人の置かれている社会的立場を考慮しつつ第一次集会を権成しようとするのもまた自然であるからである。そして、一方に三部会の代議士の定数に制限がある以上、選挙は必然的に数段階の間接選挙とならざるをえなかったのである。

もし以上のような理解が可能であるとするならば、そこに、カダールのいう89年選挙規則の「統一性」をみとめることもできよう。また、デランドル (M. Deslandres) が言うように、同選挙規則は「国民の単一性と国民の主権という全く新しい観念を認めはじめた」<sup>15)</sup> 「革命的な」<sup>16)</sup> ものであったと評することもで

14) 1787年5月25日のブリエンス発言 (A. P., t. 1, p. 233), 召集状 (ibid., p. 543) 参照。召集状は「全臣民のものにして各臣民のものである利益」という表現をしている。

15) Cadart, op. cit., p. 84 et s.

16) Maurice Deslandres, Histoire constitutionnelle de la France de 1789 à 1870, 1932, t. 1, p. 37.

きるであろう。そして最後に、以下の点に注目しておきたい。89年選挙規則が立脚する「全国民の代表」という観念は、命令的委任の排除と相まって、1791年憲法に定式化される近代的代表概念の塑像ともいべきものを示していた。しかし、89年選挙規則の代表概念は、91年憲法のそれと同一ではない。前者のいう「国民」とは、抽象的・超歴史的存在としてのそれではなく、実在する具体的「臣民」（または「住民」、「人民」——召集状、規則前文）の総体としての国民であった。また、命令的委任の禁止に関しても、地方による主権の篡奪を禁止することが理由なのではなく、審議を遅滞させ、決定を阻害する要因を排除することが目的だったのである（既述）。そして、この違いこそが、89年の選挙規則に「民主的」性格を与える動因になったものと思われるのである。

### 3) 国民議会の成立

以上のような経緯を経て、1789年5月5日、「人民誕生の世紀」<sup>1)</sup>と評されるフランス最後の三部会が召集された。この選挙は2月から3月にかけて行なわれたが、遅滞した所も多く、召集日までに完了しない地域もあったといわれる<sup>2)</sup>。これによって選出された代議士は第一身分約300名、第二身分約270名、第三身分約300名であった。第一身分のおよそ3分の2は司祭を中心とする下級僧侶であり、彼らは後に示す資格審査問題で第三身分に同調し、「国民議会」

1) ミシュレ著・桑原武夫訳『フランス革命史』・1968年・51頁。

2) ルフェーブル・前掲訳書・88頁。これによって、全人口約2千3百万(同・7頁)中、約5百万人が投票に参加したといわれるが、同時に、選挙には時間がかかり、1回の選挙に1週間を要した所もあるなど、貧困者には不利に作用したと指摘されている(同・86-88頁。J.-M. Thompson, op. cit., p. 7-8)。

3) 最初に召集状が発せられたのが2月7日、最終到着が3月3日、パリで全ての選挙が完了したのが5月18日であったという。J.-M. Thompson, op. cit., p. 8-9。

4) 代議士の構成に関する記述は以下によった。Soboul, op. cit., p. 87-88., 前掲訳書・86-88頁。ルフェーブル・前掲訳書・91-96頁。本田喜代治『フランス革命史』・1977年・71頁。Eric Thompson, Popular Sovereignty and the French Constituent Assembly 1789-1791, 1952, p. 1. 代議士の数については人によってかなりのばらつきがあるが、一応の目安として挙げておく。

5) 主任司祭、助任司祭、修道士などがこれにあたり、ほとんどが平民出身である。ソブールは彼らを「宗門プロレタリアート prolétariat ecclésiastique」とよんでいる。Soboul, op. cit., p. 14., 前掲訳書・9頁。

成立に寄与することになる。第三身分の約半数は弁護士を中心とする法律家であり、その他は商人、銀行家、工業家、地主などであった。また第二身分の中には第三身分の協力者となる約90名の自由主義貴族が含まれていた。これらの代議士たちがどのような党派を形成していたかについては、当時、今日のような固定的政党が存在していたわけではないので必ずしも明確ではないがおおよそ以下のように分類されている<sup>5)</sup>。

①極右派 国外に亡命した王弟アルトワ伯 (Charles-Philippe, comte d'Artois, 後のシャルル10世) によって指導された強硬な反革命派。

②右派 カザレース (J.-A.-M. de Cazalès) 等を中心とする反革命派内の穏健な改革派。

③中道右派 大体モンテスキュー理論に忠実で英国流の二院制による立憲君主制を目指す人々で「王党派 Monarchiens」と称されるもの。ムーエ (J.-J. Mounier), ラリー・トランドル (marquis de Lally-Tollendal), クレルモン・トネール (comte de Clermont-Tonnerre) 等をリーダーとする約30名のグループ。

④中道左派 トウーレ (J.-G. Thouret), ル・シャプリエ (I.-R.-G. Le Chaplier), タルジュ (G.-J.-B. Target), シーエス (E.-J. Sieyès), ラファイエット (marquis de Lafayette), バイー (J.-S. Bailly), デムニエ (Desmeuniers), サン・テチエンヌ (Rabaud de Saint-Étienne) 等の有力メンバーを含む「立憲派 constitutionnels」とよばれるもの。その影響力の故に「事実上の憲法制定議会<sup>6)</sup>」と評される。彼らは「月を経るごとにますます、ルソーが展開した理論に近づいた<sup>7)</sup>」が、大衆に対する恐怖が増大するにつれ、「『国民主権』によって、国家権力をブルジョアジーに確保しよう<sup>8)</sup>」するようになった。

⑤左派 バルナーヴ (A.-P.-J.-M. Barnave), デュポール (A. Duport), ラ

5) 以下の分類は主として杉原・前掲書・203頁以下による。また、同211頁・注(1)に挙げられている文献の他には、Jaurès, op. cit., p. 397 et s. を参照した。

6) E. Thompson, op. cit., p. 13.

7) ibid., p. 14.

8) 杉原・前掲書・207頁。

メット (弟) (Alexandre-Théodore, Comte de Lameth) の三名を指導者としていたため「三頭派 Triumvirate」とよばれるもの。中道左派に近く、後にこれと合体してフィアン派を形成する。

⑥極左派 ロベスピエール (M. Robespierre), ペチオン (Pétion de Ville-neuve), ビュゾー (F.-N.-L. Buzot), サール (Salle) 等, ルソー理論に強く影響された人々。<sup>9)</sup>

⑦ミラボー (Comte de Mirabeau) 一人派「彼は政治上の定見をもたず、政治状況の変化に応じてその見解を変えていたといわれる。」<sup>10)</sup>

三部会の代議士 (後の国民議会議員) の党派的傾向は、おおよそ以上のよう  
に分類されているが、固定的なものではない。とくに、革命初期にあっては、  
以上のような党派に明確に分離していたわけではない。<sup>11)</sup> とりわけ、革命派内部  
の党派分解は、人権宣言・憲法制定の過程を通じてしだいに明確化してゆくも  
のである。<sup>12)</sup>

さて、三部会召集をめぐる生じた特権身分と第三身分の対立点の中で、表  
決方法のみがまだ未解決のものとして残されていた。この対立は、召集日の翌  
日、代議士の資格審査 (verification des pouvoirs) のあり方をめぐって表面化  
する。

5月6日、両特権身分は、身分毎に独自の資格審査を行う旨をそれぞれ決定  
した。<sup>13)</sup> こうした決定方法自体も、また身分毎の資格審査も、身分別表決を認め  
ることを意味するために、第三身分は三身分共同の資格審査を主張した。<sup>14)</sup> しか

9) E. Thompson, op. cit., p. 19. サールはルソーをこの世紀最大の哲学者と讃美した (Jaurès, op. cit., p. 418)。

10) 杉原・前掲書・209頁。

11) 「こうした集団は、まだ今日の政党ではない。議員は、独自の識見をもつべきもので、党派や特殊利益に拘束されることは恥ずべき墮落と考えられた。」(河野健二『フランス革命小史』・1959年・94頁)。

12) 「憲法制定議会の左派はジャン・ジャックを読んだ。彼らはルソーを賞讃し、自分たちの前でルソーが讃美されるのを許した」(Jaurès, op. cit., p. 418) という。ここでジョレスが左派とよぶものは、中道左派—極左派の人々である。また、本文の中道左派の部分参照。

13) 第一身分は133対114、第二身分は118対47で決定 (A. P., t. 8, p. 27-28)。

14) 5月6日のマルルーエ (Malouet) の発言によれば第三身分は両特権身分が「国民議会

し、特権身分はこれに应ぜず、約一カ月にわたる折渉の後、第三身分は、特権身分の合流を招請しつつ独力で資格審査を開始し<sup>15)</sup>、6月17日には自らを「国民議会 Assemblée Nationale」と称することを決定している<sup>16)</sup>。

第三身分のこうした動きに対し、王権は規制を加えようと試みたが、これに対し国民議会は6月20日、「国民議会は王国の憲法を確定することを求められていることに鑑み」「王国の憲法が確固たる基礎の上に制定され確定されるまでは決して解散せず、周囲の状況に応じていかなる場所においても集会する」という、いわゆる「テニス・コートの誓い」を行う<sup>17)</sup>。結局、国王はこれに屈し、特権身分が合同審理を拒否する理由としていた命令的委任の無効を改めて宣言したうえで、彼らに対し第三身分への合流を勧告し、特権身分もこれにしたがった<sup>18)</sup>。こうして「国民議会」は全国民を代表するものとして名実ともに成立し<sup>19)</sup>、6月30日に正式な活動を開始したのである<sup>20)</sup>。

三部会の国民議会への転化は「法律革命 *révolution juridique*」とよばれるものであるが、これによって、最後まで未解決のまま残されていた表決方法の問題は解消された。国民議会においては、選出母体による身分の差別は存在しないため、表決は当然頭数によるものとなるからである。この帰結を、デランドルは次のように評している。

「三部会の国民議会への転化は、アンシャン・レジームと絶対王制の、そして様々な政治的団体を身分によって構成していた国民の社会機構の終焉を確認

*Assemblée nationale*」の中に合流して共同の資格審査を行うことを希望していた (A. P., t. 8, p. 28)。翌日、第三身分は特権身分の合流を待つことを決議した (ibid., p. 30)。

15) 6月10日・ソーエスは、特権身分に対する最後の召請と、不参加者を欠席とみなす旨の提案を行い、可決された (ibid., p. 85)。独力の資格審査は6月12日に開始されている。

16) 6月16日のソーエス提案に基づくもので、491対90で可決された (ibid., p. 126-127)。

17) ムーニエ提案による (ibid., p. 138)。

18) v. Pierre Dandurand, *Le mandat impératif*, 1896, p. 47 et s.

19) *Déclaration du roi*, du mardi 23 juin 1789, art. 6. (A. P., t. 8, p. 143.) ここで、「陳情書や委任は決して強制的なものとなさされ」てはならず「議決権をもつ代議士の良心と自由な見解に向けられた単なる教示以上のものであってはならない」とされている。

20) A. P., t. 8, p. 161-163.

するものであった。国民は政治的に誕生し、主権を<sup>21)</sup>かち取ったのである」と。

三部会の召集をめぐる実定法上獲得されてきた「議会は全国民を代表する」という観念は、一方に直接民主主義的要素を含む「民主的」な選挙制度を、他方に命令的委任に対する否定的態度を生み出した。この二つの要素のいずれを、いかなる論拠で追求すべきかは、国民議會を舞台として争われることになるであろう。また、議会の審議・決定について獲得された身分的差別の撤廃という成果を国政全般に及ぼし、これを憲法という確固たる基礎の上に構築する作業は、以後、国民議會を舞台として展開されることになるであろう。

(未完)

21) Deslandres, op. cit., p. 49.

追記 本稿は1980年度文部省科学研究費補助金・奨励研究(A)による研究成果の一部である。